

(道民意見提出手続の意見募集結果)

河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）に関する
意見募集結果

令和8年（2026年）3月9日

「河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）」について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、7人から御意見が寄せられました。御意見の内容は次のとおりです。また、御意見に対する委員会の考え方については別紙のとおりです。

受付順	意見の内容
1	<p>まずは意見を箇条書きさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・河川での故意のさけます採捕の厳罰化・タモを使った採捕の禁止・1人あたりの持ち帰り尾数の制限（2～4） <p>釣り人が与える資源への影響は皆様が思っている以上に甚大です。1人が10匹も20匹も釣り、それをSNS上で上げる方が増えた昨今、それに憧れ、対抗心を燃やす人が増えることは想像に難くありません。年々減少の一途を辿るさけますを守り、恒久的に付き合っていけるよう、今以上に厳しいルールが必要であると感じております。ご検討の程何卒、よろしくお願い申し上げます。</p>
2	<p>[参考資料2 2-2 サクラマス親魚捕獲・採卵・放流実績等]</p> <p>尻別川や千走川の親魚捕獲数・放流数から、両河川の河口規制を4/1から設けることについてはある程度理解できます。しかし、その他の河川についてはまず、親魚の確保が実績0の河川がほとんどであり、かつ放流数についても尻別川の1割程度と客観的にみて、漁業のための資源保護活動が十分になされているとは考えられないことから、この実績で河口規制を対象河川で一律に4/1からかけるのは少々乱暴なのではないでしょうか。少なくとも私のような魚釣りを趣味にしているものにとっては、とても納得できるような内容ではありません。</p> <p>資料からは、尻別川や千走川以外の河川について、親魚の確保はほとんどありませんが、稚魚を放流しているので河口規制を行いますと考えているように読み取れますが、尻別川以外の河川における放流数で、かつ母川に回帰する際には大半のサクラマスが漁業関係者により捕獲される中で、果たして放流魚のうち一体何%程度のサクラマスが母川を遡上し、繁殖</p>

2

活動を行うことができるのでしょうか。そして、遡上するサクラマスの中には放流魚ではなく、元々自然産卵により繁殖してきたサクラマスも相当数いるのではないのでしょうか。非常に疑問なのですが、元々自然産卵により繁殖していたサクラマスも全て漁業関係者の資源なのでしょうか。4/1 から河口規制をかけるということは、委員会の皆様が該当河川のサクラマスは、全て漁業関係者の資源であるため、その他の人はサクラマスを捕獲しないでくださいと考えているとしか思えません。放流魚に関しては、漁業関係者以外の一般人は、放流事業にお金を払っていない人がほとんどだと思いますので、たしかにそうなのかもしれませんが、自然繁殖しているサクラマスに関しては、放流魚が親魚になっている場合もあるとは思いますが、元々自然産卵で繁殖していた個体もいるので、全てが漁業関係者の資源ではないはずです。もし、今回河口規制を指示する河川において、元々サクラマスの自然繁殖が一切されておらず、放流魚のみ回帰して繁殖活動を行っているというデータがあるのであれば、その魚達は漁業関係者の資源であると考えられますので、4/1 からの一律河口規制に理解を示すことはできますが、そういったデータがあるのでしょうか。

後志管内でサクラマスが釣れ始めるのは例年4月以降です。したがって、4/1 から河口規制をされると私たち釣り人は、該当河川の河口でサクラマス釣りを楽しむことは諦めざるを得ません。

成長したサクラマスは釣ることが非常に難しく、一日1匹釣れば良い方で、釣り場全体でも1日数匹程度しか釣れません。以上のことから、魚釣りがサクラマス資源の減少に著しく影響を与えているとは到底考えられません。河口規制によって釣り人を安易に排除するよりも、昨年尻別川で発生した魚道閉塞に伴うサクラマスが4,000匹大量死したことなどををもって問題視し、河川の整備や河川管理者・北電などの関係各所に対して、調整・指導等を積極的に行っていくべきではないのでしょうか。

尻別川や千走川については、資料を通じて親魚の確保や他河川への稚魚の提供等、サクラマスの資源保護に非常に重要な役割を担っていることがわかることから、4/1 からの河口規制に概ね納得できますが、残りの河川については、客観的にみて資料からは資源保護活動が十分になされているとは考えられないため、例えばですが5/1 からの河口規制にするなど、シーズン前半に回帰してくるサクラマスについては、釣り人も魚釣りを楽しむことができるような柔軟な対応を強く望みます。もし、このまま4/1 から全河川で一律の河口規制を強行するのであれば、多くの方が納得できるような資料を追加で示す必要があるのではないのでしょうか。

[参考資料2 5 禁止区域]

古宇川の河口規制図についてですが、左岸の沖出しについて、龍神岬の左側から歩いていくと途中から河口規制がかかるような規制範囲になっております。しかし、現地へ行くと目

2	<p>印となる標柱などがなく、龍神岬のどこから河口規制がかかるのか非常にわかりにくいのが現状です。さらに規制図だと龍神岬の右上部分について、一部河口規制がかかっていないのですが、こちらに関しても現地に標柱などの明示がないことから、現地のどこから河口規制の範囲なのかわからない状況となっており、非常に困惑をしております。</p> <p>中には標柱等がなく、規制の範囲が現地に明示されていないことから、河口規制内と思われる場所で釣りをしている人も多く見受けられます。</p> <p>もし、河口規制を指示するのであれば、現地で混乱が生じないように河口規制の範囲をきちんと現地に明示するのが、指示する側の立場として必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>このままでは、ルールを守らない人（現場に明示されていないからと意図的に規制範囲内で釣りをする人や、規制の範囲がわからずに意図せず規制範囲内で釣りをする人）が続出し、いわゆるやったもの勝ちの状況が続きますし、ルールを真面目に守っている人達が非常に不憫です。また、現地に規制範囲の明示がないことから、仮に規制内でサクラマス釣りをしていたとしても、警察も取り締まることができないと考えられます。古宇川の左岸沖出しにおける河口規制範囲の現地への明示について、早急なご対応をお願いいたします。</p>
3	<p>珊内川の河口規制について、サクラマス親魚の採捕実績もあり、上流の孵化場では稚魚生産及び放流も行っており、今後のサクラマス資源の維持安定のため河口規制について引き続きお願いしたい。</p> <p>古宇川でのサクラマス親魚の採捕実績は無いが、稚魚放流を長年実施しており、保護水面でもあることから、自然産卵の効果が期待でき、地場資源の更なる増大を図るため、河口規制について引き続きお願いしたい。</p>
4	<p>採捕制限に反対します。</p> <p>採捕制限により漁獲量が増加するという科学的データ分析がなされておらず、河口規制の採捕制限が資源確保につながるという根拠が明確でない。</p> <p>従って、河口規制は反対である。但し、<u>釣人による周辺住民への迷惑行為、又は、河口付近の環境破壊が河口規制の主目的</u>であれば制限もやむを得ないと考える。</p> <p>サケ・マス資源の減少は、大学、研究機関の論文やサクラマス環境調査報告書を読む限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダム及び堰堤など人口工作物の設置影響が成魚の遡上を阻害し、これにより産卵床の減少が生じていること ・護岸工事により本来蛇行していた河川の流れが直線化し、ヤマメが生息していた場所が消失している。(経験として人口工作物が設置された溪流では今までいたヤマメの姿が消滅しています)

4	<p>・地球温暖化による河川、海水温の上昇</p> <p>サケ・マスの地球温暖化による調査研究結果では、地球温暖化の影響で回遊ルートの変化、成魚の小型化、降海時に河口付近の沿岸において稚魚が捕食されやすくなっていることが判明し、回帰率の低下を招いている。</p> <p>以上のことから、河口規制ではなく容易に遡上できるように工作物の改修、放流までの期間を長めにして捕食の回避、漁業従事者や遊漁船での 40cm 以下の小ザクラのリリース等を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>それがダメなら、規制期間は禁止区域内の釣人から遊漁船乗船料の半分程度(5,000 円程度)の遊漁料を徴収してはいかがでしょうか。</p> <p>(委員会会議議事録では、釣人の路上駐車やゴミ投機が問題視されており、遊漁料を徴収することにより、これら問題解決の原資資金と雇用の創出を図ることが可能)</p>
5	<p>今後も、さけ・ますの母川回帰のため河口付近に来遊した、遡上前のさけ・ますの採捕制限は資源の増殖のため必要と考えます。</p> <p>さけ・ます資源が減少している中、今後の水産資源の回復のため、道内全ての保護水面において、水産動植物の保護のため河口付近での採捕制限も必要と考えます。</p>
6	<p>「意見募集要項」7.その他(3)に従い、前段に要旨を述べます。</p> <p>要旨以降に意見の具体的内容を述べておりますので、今般は「道民意見提出手続の意見募集要領」に基づき適正な運用が為されることを切に願います。</p> <p>[要旨]</p> <p>意見の結論：本指示案に対し全面的に見直しを求める。</p> <p>本案は科学的根拠を欠き、行政判断の前提となる事実提示の欠落また誤認を含み、かつ行政委員会として手続きの適法性を欠いた令和4年発動指示を踏襲した内容であるためです。</p> <p>要旨：</p> <p>1～5. 各種公表データと指示案による制限との不整合。統計的分析による「遡上促進効果」の評価未実施、並びに蓋然性の否定</p> <p>6～8. 本指示案の漁業法適用の不透明</p> <p>9. 説明資料（魚病発生年次）と公的議事録の相違</p> <p>10. 令和4年指示発動時の不透明な意思決定プロセス及びその説明責任の必要性</p> <p>11～13. 今後のサクラマス資源保護の在り方並びに道民への理解深度の促進</p>

6

[意見の具体的内容]

1. これまでの4年間の委員会指示による採捕制限の効果を評価検証してください。海区漁業調整委員会は法に基づく行政委員会ですので、それらを公表して道民の理解を得る必要があります。
2. 貴委員会からの評価等が公表されていませんので、個人的に複数の統計手法を使い分析しました。R6千走川を外れ値と処理しても、河川別、対象河川合計いずれも全ての評価で令和4年指示発動後の親魚捕獲への寄与が否定されました。前年までの内容を踏襲する指示案では効果がないと想定されます。(別紙1)
3. 2. の評価に関連して、令和4年の前後で回帰分析の係数が58.93→26.98と-32.06ポイントの大きなマイナスを示しています。これは河口付近での採捕以外に親魚捕獲に対する大きな負の影響の存在を示唆しています。資源保護を真の目的とするならこの原因究明および対策を最優先として位置付けるべきでないでしょうか？
4. 規制期間について、親魚遡上時の当該海水温は約10～18℃とされ、気象庁のデータから後志海域において5年平均値で5月初旬から6月下旬が該当する。

また、次に掲げる2019～2023年後志振興局管内月別ます漁獲統計から7月以降のます漁獲量0、金額で0.08%と極めて少なく、7月以降の河口付近の採捕禁止は親魚捕獲数増加に寄与しないと考える。よって、制限期間は5～6月に設定するのが妥当であり、本指示案は過剰な制限と言わざるを得ない。

5か年 合計	漁獲		割合 (%)		
	漁獲量 (t)	漁獲金額 (千円)	漁獲量	漁獲金額	
1月	0	313	0	0.08	
2月	1	979	0.17	0.27	
3月	54	45129	9.31	12.25	
4月	347	231729	59.83	62.91	
5月	160	82564	27.59	22.42	
6月	14	7295	2.41	1.98	
7月	0	242	0	0.07	↓7月以降
8月	0	20	0	0.01	漁獲ほぼゼロ
9月	0	10	0	0	
10月	0	2	0	0	
11月	0	0	0	0	
12月	0	54	0	0.01	
	580	368334	100	100	

出典 北海道水産現勢2019～2023 後志総合振興局 魚種:ます

5. 上記4点については、本指示案内容の必要性妥当性を示すために委員会自らが公表すべき資料と考えます。憲法第13条第14条に掲げられた個人の権利の尊重という観点からも広く道民の理解を得るためにも必須と考えます。

6

さらに、委員会は漁業法第 138 条に関係者からの報告や資料を検査する権限も定められており、関係資料の収集は容易であるわけですからこれら調査分析を実施しないできないという合理性は乏しいと判断します。

[委員会指示（案）の概要]

6. 当海域には委員会指示第 3 号「サクラマス船釣りライセンス制」において既に遊漁者が制限を受けています。同一対象魚種で対象者も重複する内容の本指示は遊漁者に対する恣意的な制限が強く示唆され、本指示案による制限の必要性妥当性を十分に示していない現状では指示発動は拙速と考えます。
7. 委員会指示の目的・趣旨に、「サクラマスの遡上時期における」とありますが、委員会指示(案)には「さけ及びますを採捕してはならない」とあります。対象魚はサクラマスに限定するべきで、さけ及びますでは目的趣旨の拡大解釈と判断します。

[参考資料 2]

8. 古宇川、野東川、泊川の 3 河川について、「親魚捕獲を試みたものの、計画並の捕獲ができなかったため、今後、親魚の遡上状況の再調査や捕獲方法の再検証等による体制整備を予定」とあります。緊急時の補完河川との位置づけなのだろうが、2. において「必要な放流尾数は概ね確保されている状況にある」と説明しており、緊急性は感じられない。
また、漁業法第 120 条に「その他漁業調整のために必要があると認めるとき」とあるわけですから、必要性が生じた際に指示を発動すべきものであり、現状はこれに該当しないと考えます。議事録からも前回指示維持のための既定路線化を目的と見受けられ、むしろ自然産卵を妨害する資源への負の影響が示唆されるわけですから安易に行うべきではありません。
9. 魚病発生年次に関して、第 22 期第 4 回委員会議事録の濱野前会長発言と相違しています。このことについて説明願います。

[意見募集要領]

10. R4 の委員会指示策定において、パブリックコメントの募集期間が理由を付せず法令に定めた期間の半分に満たない日数であった。(行政手続法第 39 条違反) また、募集意見を考慮した結果およびプロセスが未公開 (第 43 条第 1 項 4 号違反。現在も引き続き未公開)。日程的に意見募集締め切りから委員会の決定告示のスケジュールを鑑みると委員会でその内容を協議することが物理的に不可能だったのは自明です。
さらに、第 22 期第 4 回委員会の中で当時の水産課長が原案の説明を行っております。以降の委員会で指示案が議題に上がっていないことから、最終案と言える原案に関与ど

6

ころか主導し委員会の独立性を侵害する行為は行政関与の範囲を超えており、行政事件訴訟法第30条に規定する行政権の逸脱した行為と考えられるものです。

よって、行政委員会として完全なる遵法が求められる組織において違法状態で決定した前回の指示そもそもが無効と判断せざるを得ず、その内容を踏襲する本案は容認されることは考えられません。なお、このことについては行政委員会としてのアカウンタビリティを要求いたします。

[今後のサクラマス資源保護の在り方]

11. 昨年、尻別川の北海道電力取水堰下で大量のサクラマスが斃死しました。いくら遊漁者が資源保護に協力したとして、これでは何も効果がありません。対策等検討をされたことと思いますが、最低流水量の監視や遡上親魚対策の冗長化など具体的な対策を教えてください。
12. 種苗放流に関して、数だけではなく資源の質の向上も図るべきと考えます。日本海では板マスと呼ばれる大型魚が一定割合存在します。もし、大型魚の育種選抜など実施されていれば事例を教えてください。そうであれば遊漁者にも大型魚の扱いに協力するところはあると思います。
13. 千走川産種苗の放流は計画によると自河川分は0+, 1+合わせて13%と大半が他河川への放流になります。

旧さけます資源管理センター「サクラマスは河川毎の遺伝的独立性がサケやカラフトマスに比べて強く、河川に応じた遺伝特性を有しているので移殖放流により、これらの特性が失われることも考えられるのでむやみに移殖を行うことは避ける必要がある」をはじめ複数の報告で無秩序な移殖放流が引き起こす遺伝かく乱の危険性が述べられています。

サクラマス資源保護においては、安直な種苗放流による短期的な数量増加を目指すのではなく、天然種苗による再生産を主眼に中長期的な目標を建て計画的な増殖体制の構築が望まれるものであります。

そのためにも、民間企業が中期計画の提示から株主他ステークホルダーの理解を求めると同様に、漁業調整委員会においても関係機関と協調し中長期計画を示し、広く道民国民への資源保護に繋がる権利制限の理解を求め姿勢が必要不可欠と考えます。

実績										(捕獲数:尾、採卵数:千粒、放流数:千尾)					(資料1)
河川名	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)		R7(2025)		放流数		2016~2023				
	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	R4年級	R5年級	放流実績不明				
珊内川	107	163	47	14	0	0	75	91	5	15					
古宇川	0	0	0	0	0	0	0	0	226	225					
野東川	39	0	10	0	0	0	0	0	87	114					
尻別川	1,872	2,752	2,025	2,503	2,090	4,305	953	1,282	1,255	1,160					
千走川	1,525	1,865	1,034	1,286	171	168	925	1,013	91	181					
計	3,543	4,780	3,111	3,803	2,261	4,473	1,953	2,386	1,772	1,778	※斜体文字				
泊川	0	0	0	0	0	0	0	0	108	83	採卵/親魚 明確に少ない				
↓委員会指示発動															
河川別捕獲数(単位:尾) H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7															
地域	年度 水系名	2,018	2,019	2,020	2,021	2,022	2,023	2,024	2,025						
北日本海 南部	珊内川	233	15	0	49	107	41	0	75	珊内川					
	古宇川	0	0	0	41	0	0	0	0	古宇川					
	野東川	29	0	52	0	39	10	0	0	野東川					
	尻別川	2,241	1,502	3,239	3,615	1,872	2,025	2,090	953	尻別川					
	千走川	2,000	1,930	2,865	1,224	1,525	1,034	171	925	千走川					
	泊川					0	0	0	0	泊川					
	計	4,503	3,447	6,156	4,929	3,543	3,110	2,261	1,953	計					
海面漁獲量(t)		66	79	82	96	95	131	181	64						
<回帰分析>					GLMM(一般化線形混合モデル)を用いた効果を評価										
次のような関係式に基づく仮定します					(サクラマス河口釣り禁止の効果を河川ごとの特徴を加味して評価)										
Y=aX+bX					目的:「河口釣り禁止→川にサクラマスが増える→採卵用親魚たくさん取れる?」										
Y:親魚捕獲数					テ-タ概要										
X:海面漁獲量					Pre(20点):平均952、合計19,035										
a:従来からの親魚捕獲係数					Post(24点):平均453、合計10,867(-43%減)										
b:R4以降採捕制限効果による親魚捕獲係数					河川別:千走Post平均914(Pre2,005から-54%)、尻別1,735(-35%)										
O(σ ²)値の少ない3河川を評価					GLMM結果										
3河川それぞれの係数 a, bを算出					log(CPUE+1) ~ Post + (1 River)Post 係数-0.530 (p=0.223)										
千走R6外れ値を前後年平均or評価から除外					非パラ確認										
河川別:回帰分析結果 (Y=aX+bX)					Mann-Whitney U: stat=295.5, p=0.182(差なし)										
河川名 係数 a (a+b) 係数 b					海面+45.8%に対しCPUE減、遡上促進効果なし										
珊内川 0.82 0.47 -0.35					評価結論										
尻別川 32.55 14.73 -17.82					Post低下(主力千走低迷)、禁止措置の親魚増加狙い達成せず見直し推奨										
千走川 25.56 11.78 -13.78 (R6平均値処理)					テ-タ概要(R6千走補正)										
計 58.93 26.98 -31.95					変更点:千走川2024を979.5に補正Post合計11,676										
千走川 25.56 12.00 -13.56 (R6除去処理)					Pre(20点):平均952、合計19,035										
計 58.93 26.98 -32.06					Post(24点):平均486、合計11,676										
					河川別:千走Post平均1,116(Pre2,005から-44%)、尻別1,735(-35%)										
ダミー変数を用いた重回帰分析(偶然性の検証)					GLMM結果										
変数:規制フラグ(D)					log(CPUE+1) ~ Post+(1 River)Post 係数-0.442(p=0.299), 相対変化-35.1%										
Y = a・X + b(D・X)					非パラ確認										
2018~2021年:D=0 2022~2025年:D=1					Mann-Whitney U: stat=294.5, p=0.190(差なし)										
河川名 係数 b p値 有意差					海面Pre80.8t → Post117.8tに対しCPUE減、遡上促進効果未確認										
珊内川 -0.35 0.938 なし					全体評価										
尻別川 -17.82 0.17 なし					修正後もPost低下傾向(p非有意)、禁止措置の親魚確保効果なし										
千走川 -13.56 0.155 なし (R6除去処理)					GAM(一般化加法モデル)にて評価										
計 -32.06 0.023 あり					主力3河川テ-タ(n=24)でGAM近似(B-スライソLS)を実施										
・各河川一貫してbがマイナスであること					GAMモデル概要										
・尻別千走のp値から偶然性は低い					log(CPUE+1) ~ bs(year, df=4) + post + river R ² =0.812(適合良)										
・計は有意差あり、偶然性の否定					年スライソ:Pre期変動後Post低下曲線										
以上のことから					(bs係数p=0.069-0.252, 全体トレンド有意)										
効果は否定される(プラス効果なし)と					判断基準										
判断される					効果サイズ優先: Post変化-34%										
					p非有意(0.069)活用:探索研究/漁業で"有望傾向"扱い,(p<0.10実用的閾)										
					信頼区間: Post CI重複なしで方向性確実(実務判断可)										
<参考>千走川H28~R7のR3前後(R6除外)					漁業実務適用										
係数 a (a+b) 係数 b p値					サンプル小n=24でp=0.122-0.572でも効果見直し根拠										
千走川 30.47 11.57 -18.9 0.0004					(GEE p<0.001補強,有意差ありを非常に強く示唆)										
					有意差あり										

7	<p>河口規制には反対します。</p> <p>尻別川、千走川の河口規制には理解してますが他の河川の河口規制はあまり意味がないと思われる。何故ならば僅かの親魚を捕ってもほぼ孵化放流実績が無い事、資料を見てもあきらかに捕獲量も少ない。これは捕獲するシステムが機能してないと思われるし、その後の孵化放流も実績が薄く今後も改善されそうに無いからです。自然産卵を推奨するのであれば魚道整備だけではなく産卵床等河川環境整備をしてからだと思う。</p>
---	---

問い合わせ先

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

電話：0136-23-1395